情報通信審議会　電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第７回会合 議事録（平成 23 年 10 月 25 日）

１．日　時：　平成 23 年 10 月 25 日（火） 10:00 － 11:15

２．場　所：　総務省８階　第１特別会議室

３．出席者：　（委員）

東海主査、相田主査代理、石井委員、北委員、長田委員

（総務省）

原口電気通信事業部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、

二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、

野崎電気通信技術システム課長、中沢番号企画室長、

木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、

山路電気通信技術システム課企画官、富岡事業政策課課長補佐、

大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、

東川番号企画室課長補佐

４．議　題：　（１）報告書（案）について

（２）その他

○東海主査　　おはようございます。それでは定刻を過ぎましたので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第７回会合を開催させていただきたいと思います。

ご多忙の中、午前中からご参集いただきましてありがとうございます。井手委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、相田委員はご出席のご予定でございますので、間もなくお見えになるかと思っております。

これまでいろいろなご議論をいただきながら、前回骨子（案）のご議論を頂戴いたしましたが、本日は報告書（案）を作成いたしておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。これにつきましては、11 月１日に電気通信事業政策部会が予定されておりますので、そちらでご議論をいただき、さらにパブコメに付す、という過程を予定いたしておるところでございます。

それでは早速、事務局から報告書（案）のご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○大内課長補佐　　それでは資料７－１「電話網からＩＰ網への円滑な移行の在り方について 報告書（案)」に沿いまして、ご説明をいたします。全体の記述方針でございますけれども、先日お示しをいたしました骨子（案）につきまして、全般的に末尾を言い切りの形にさせていただいた上で、「はじめに」及び「おわりに」、加えて各論点におきまして、現状に関する記述を追加したものでございます。

それではページをおめくりいただければと思いますけれども、目次を越えまして、１ページ「はじめに」でございます。こちらは検討に至った経緯、背景について書いておりますが、総務省では２０１５年頃をめどに、全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標とした「光の道」構想を掲げ、その実現のために必要な施策及びそれらの取り組みスケジュールをまとめた基本方針並びに工程表を、昨年１２月に策定・公表した。

ＰＳＴＮは、加入電話やＩＳＤＮといった既存の基幹的サービスを提供する上での基盤であり続けているものの、さまざまな環境変化を踏まえれば、コア網における二重投資を可能な限り避ける観点から、ＩＰ網への移行（マイグレーション）を円滑に行うことが大きな課題となる。

こうした中、ＮＴＴ東西は、2010 年 11 月、「概括的展望」を公表し、コア網のＩＰ網への計画的な移行について、加入者交換機や中継交換機の装置寿命が２０２５年ごろに到来することを踏まえ、現時点からおおむね１０年後の２０２０年頃から開始し、２０２５年頃までに移行を完了することとしている。

続きまして、次のページでございます。ＮＴＴ東西のＰＳＴＮは、みずから多くの加入者回線を収容することにより、または他事業者と接続することにより、多くの利用者に対し、多様なサービスを提供する基幹的役割を担ってきている。このことから、ＩＰ網への移行を円滑に実施していくことが、利用者の利便性や公正競争環境を維持・向上させていく上で不可欠の政策課題となると考えられる。本報告書は、電話網の円滑な移行を確保する観点から、現時点で想定される課題を可能な限り網羅した上で、在るべき方向性を検討したものである。

以下１章ということで、次のページ、３ページ目でございます。総論（ネットワークの在り方等)、１ コア網のＰＳＴＮからＩＰ網への移行に伴う今後のネットワークの在り方、（１）今後のネットワークの在り方についての現状でございますが、ＮＴＴ東西

のＰＳＴＮは現在、以下の３つの基本的役割を果たしているとして、基本サービスの提供、競争基盤の提供、ハブ機能の提供を挙げております。今後のネットワークの在り方をどう考えるかが課題となるとした上で、次のページでございます。

考え方でございますが、現在ＮＴＴ東西のＰＳＴＮは、ほぼすべての利用者及び事業者にとって不可欠な基本的役割を担っている。こうした点から、ＮＴＴ東西のＮＧＮは、多様なサービスを効率的かつ安定的に提供することが可能な基幹的なコア網としての役割が期待されていると考えられる。

ＮＧＮに期待されている役割を踏まえ、ＰＳＴＮからＩＰ網（現時点ではＮＧＮを想定）への円滑な移行を実現していくためには、今後、ＮＧＮがＰＳＴＮの基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが必要であり、その上で、公正競争環境の整備等の観点から生じる種々の課題について、中長期的なスパンで速やかに検討していくことが有益と考えられるとしております。

この点につきまして、考え方の第２段落目のところでございますが、骨子（案）の際に、「ＮＧＮは」という冒頭の前に、「ＰＳＴＮからの移行の１つと考えられる」という文言が入っておりましたけれども、前回の議論を踏まえまして、当該記述を削除しております。

続きまして、（２）でございます。検討の基本的視座ということで、まず現状でございますが、円滑な移行の実現という共通の目的に照らし、それらの課題を相互に齟齬なく解決していくためには、その「横串」となるような基本的視座を関係者が共有し、課題の解決に際して参照していくことが有益と考えられる。５ページ目でございます。３つの視座を示しておりますが、①「継続性」、ＩＰ網への移行後も、利用者が過度の追加的負担なく、可能な限り現在の利用形態を維持できるようにするための環境づくりが求められると考えられる。②「予見性・透明性」、ＮＴＴ東西は、ＩＰ網への移行に関する具体的計画について、関係する利用者や事業者に対し、明瞭かつ早期に呈示することが求められると考えられる。③「発展性・柔軟性」、ネットワークの適切なオープン化を通じて、上位レイヤを含む多様な事業者の参加を促す柔軟な環境を実現していくことも有効であるとしております。

続きまして、（３）その他の関連ネットワークの移行が与える影響に関する現状でございますが、利用者視点を踏まえれば、加入光ファイバやモバイル網を利用するサービスが、今後、どのように進展していくかにより影響を受けると考えられる。関係事業者

にとっても、今後、アクセス回線の移行がどのような形で進展するかは、自らの事業運営や網間接続等に係る課題の解決にとって大きな関心事項となり得る。

アクセス回線については、ブロードバンドサービスへの需要増に対応する形でＦＴＴＨの普及が進んでおり、我が国における整備率は92.7%に達している。

また、近年では、モバイルサービスが急速に普及してきており、国民の日常生活及び事業活動における基礎的インフラとして、その重要性が著しく高まっている。

以上を踏まえ、①アクセス回線のメタルから光への移行がどのようなスケジュールで進展していくか、②モバイル網の普及がＩＰ網への移行にどのような影響を与えるかについても、円滑な移行を実現する観点からの検討が行われたところである、とした上で考え方を次のページ、７ページ目に示しております。

まず、① アクセス回線の加入光ファイバへの移行に係るスケジュールでございますけれども、その次のページでございます、８ページ目、アクセス回線の加入光ファイバへの移行について、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けたさまざまな方策について検討していくことが適当であると考えられるとしております。

続きまして、モバイル通信の普及が与える影響でございますけれども、この点につきましては３段落目、今後、モバイル通信の利用動向等の変化が固定市場における競争環境や代替サービスの在り方等に与える影響について、間断なく、精緻に分析していくことが求められるとしております。この点につきましては前回の会合におきまして、より切迫感を持たせた表現にすべきではないかとの意見がございましたので、例えばということで、第２段落目に固定ブロードバンド回線のオフロードの記述がございますが、この前にありました「中長期的には」といった表現を削除し、その後、「その進展具合によっては」以下の表現を追記させていただているといった修正をさせていただいております。

続きまして、２ ＮＴＴ東西の「概括的展望」でございます。この点に関する現状としましては、「概括的展望」のスケジュールについては、円滑な移行を確保する観点から、どのような要素を考慮し、その妥当性を判断すべきかが課題となる。

９ページ目でございます。コア網の移行スケジュールについて検討するに際し、以下の２つの利用者像を念頭に置くことが有益であると考えられるとした上で、積極的移行を行う者、また受動的移行を行う者の２つの利用者像を掲げているところでございます。

また、それに関するグラフ、絵も示しているところでございます。

この点についての考え方でございますけれども、10 ページでございます。ＩＰ網への円滑な移行を早期に実現することが重要であり、関係者が必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましい。そのため、今後も、適時適切なタイミングでＮＴＴ東西より更なる情報開示が行われることが適当である。また、移行スケジュールの妥当性を判断するに当たっては、ハード面のみならず、ソフト面についても総合的に勘案した上で、各サービスに関し、いつまでに何をすべきかについて、可能な限り明確化が図られるようにすることが求められる。以上の点から、ＮＴＴ東西においては、現在の計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていく必要があると考えられる。

なお、移行の円滑化を図る観点からはということで、可能な限り早い段階から、積極的移行を促進するための方策を講じた上で、具体的な移行計画を示すことにより、代替サービス等に自主的に移行する環境に対する利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが求められるとしております。

続きまして、３ 関係者による合意形成についての現状でございますが、ＮＴＴ東西は、本年６月より、接続協定事業者をはじめとする関係事業者に参加を要請するとともに、総務省にオブザーバ参加を要請した上で、各回さまざまな議論テーマを設定する形での事業者間協議を開始しているところであるとして、事業者間協議に、過去開催された協議の概要について掲げているところでございます。

今後、具体的な議論が進んでいくに当たり、その体制や運営方法、協議により得られるべき合意内容等がどのようなものであるべきかが課題となるとしまして、12 ページ目に考え方を示しております。関係者が協議を通じて現状認識や課題を共有することは、予見性・透明性の観点から有効であり、関係事業者等の意見が必要に応じ反映されるよう、計画を調整することが可能と考えられる早期から協議を行っていくことが望ましい。協議の体制については事業者間協議とすべきであるが、主務官庁である総務省が引き続きオブザーバ参加することにより、利用者視点を踏まえつつ協議の進展を注視していくことが適当である。上記合意形成を通じ、関係主体がいつまでに何をすべきかについて明確化が図られることが期待されるとしております。

続きまして、13 ページ、第２章 利用者対応でございます。１ 円滑な移行に向けた取組に関する現状でございますけれども、円滑な移行を行う上で、移行に関係する情報

について、適切な利用者周知を行っていくことが重要であることが窺えるとの問題意識に立った上での考え方を整理しております。

14 ページ目でございますけれども、可能な限り早期から利用者周知を行っていくことが有効である。その際、下記のような利用者像を共有しつつ、適切な対応を講じることが求められるとした上で、一般利用者、法人利用者のそれぞれにつき整理しております。

周知の内容については、個別のサービスの廃止時期や代替サービスの提供条件等、利用者が移行を行う上で必要と考えられる情報について、公表可能となった段階から、順次提供していくことが求められる。ＩＰ網への移行後も維持されるサービスや廃止されるサービスを代替するサービスが、利用者にとって低廉でよりよいものであるように努めていくことが求められる。「よって、その前提として」以下の文章は、前回の骨子（案）に関する議論を踏まえて追記させていただいたものでございます。

続きまして、利用者が実際に移行に向けた行動を起こすため、利用者に対し、あらかじめ代替サービスや低廉な端末等に関する情報が開示され、それらを選択できる環境を整えていくことが求められる。

このように、ＩＰ網への移行の円滑化の観点からは、単なる移行計画の周知に加えて、具体的な移行対策を早期に策定し、着実に実施していくことが不可欠であるとして、前回案としてお示しいたしました対策の案を、表として掲げているところでございます。

続きまして、15 ページ目でございますけれども、２ 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性についての現状でございます。ＮＴＴ東西の「概括的展望」においては、コア網の移行後も提供を維持するサービス、ＩＰ網への移行に伴って提供を終了するサービス、移行に先立って提供を終了するサービスがそれぞれ示されております。次のページから 17 ページにかけまして、各サービスの表を掲げているところでございます。

戻っていただきまして、提供を終了するサービスについて、具体的な提供終了時期、代替サービスの提供条件（現時点で提供可能でない場合の提供可能時期や料金水準等）が明らかにされていないことが課題となっております。

考え方でございますけれども、この点につきまして、17 ページまで飛んでいただきまして、ヒアリングを踏まえた記述でございますが、４行目以下でございます。複合的な要因を踏まえた上でサービス分類が行われることについては、一定の合理性が認められると言え、これを直ちに見直すべきとまでは言えないものと考えられる。１８ページ、

他方、今後の利用動向等によっては、現時点のサービス分類について、見直しを行う必要性が生じる可能性がある。このため、各サービスについて、社会的役割や利用実態等を定点的に把握することにより、必要に応じて分類の見直しを行う可能性も残しつつ、検証を続けていくことが求められる。なお、ＮＴＴ東西は、分類のもととなる考え方について、引き続き、可能な限り公表していくことが求められるとしております。

続きまして、19 ページ、３ 各サービスに係る課題、（１）移行後も維持されるサービスに係る課題の現状でございますが、「概括的展望」では、加入電話や緊急通報等が挙げられておりますけれども、移行に伴って、それらの料金水準やサービス品質といった提供条件に関しどの程度維持されるかについては、必ずしも明らかになっていないところです。

この点についての考え方でございますが、公衆電話をはじめとして、ＮＴＴ東西がＩＰ網への移行後も提供を維持するとしているサービスは、需用が大きく、社会的重要性が高いものが多いことから、移行の円滑化を図る観点から、その提供条件についても、一定の継続性を確保していくことが望ましい。この「公衆電話をはじめとして」という文言は、前回の議論を踏まえて追加させていただいております。

20 ページをお開けください。移行の円滑化を図っていく観点から、ＮＴＴ東西は、ＩＰ網への移行後も維持されるサービスが、その主要な提供条件に照らし、利用者に利用しやすいものにするよう努めるとともに、移行計画の具体化に際し、当該提供条件を可能な限りわかりやすい形で提示していくことが求められると考えられるとしております。

（参考）停電時の局給電についてでございますけれども、緊急時の通信手段の確保の在り方について社会的関心が高まっていることから、加入電話や公衆電話がＩＰ網への移行後も維持されるとされている中で、停電時の局給電の扱いについてどのように考えるかが課題であるとの指摘がある。

当面の間は、局給電の利用可能性等に関する周知を行うとともに、実際の利用のしやすさを含めた課題について整理していく必要がある。また、中長期的には、総務省で現在進められている検討会における検討を踏まえ、適切な対策が講じられるべきであるとしておりますが、この記述につきまして、「公衆電話」という表現を２カ所追記しておりますとともに、加えて「公衆電話については」ということで、現在の情報通信審議会における検討状況について追記をしております。

続きまして、（２）廃止されるサービスに係る課題でございますが、この現状としまして「概括的展望」においては、ＩＰ網への移行に伴い、または移行に先立ち廃止するサービスには、現時点でＩＰ技術による代替サービスが提供可能なものと、そうではないものが混在して含まれており、代替サービスが提供可能な場合であっても、具体的な代替サービスの名称や提供条件が網羅的に示されている訳ではない。ＩＰ網への移行に伴いサービスを廃止する場合、十分な準備期間を置いた上で、利用者に対して代替サービスが提供されることが有効であるとの指摘がある。

この点についての考え方ですが、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択肢を増やしていくことが有効であるとした上で、代替サービスについては、ＮＧＮの一層のオープン化等を通じ、多様な主体によって多様なサービスが提供され得る環境を整備していくことが必要である。

22 ページ目でございます。また、積極的移行を促す観点から、利用者負担を可能な限り抑制するための継続的な努力が求められるとしております。

続きまして、光回線の契約関連に関する現状でございますけれども、代替サービスを提供する際、新たに光アクセス回線の契約を要する場合があるとして、その課題としまして、工事ですとか合意形成の課題が指摘されているところでございます。

この点についての考え方でございますけれども、ＮＴＴ東西において、利用者周知や訪問工事の弾力化、例えば土休日工事の実施等、利用者の希望を踏まえた工事等の方策を講じることが有効である。また、提供条件を移行に即して工夫するなど、可能な限り、利用者負担を軽減するための方策について検討していくことが求められる。

次のページ、なお、雑居ビルやペンシルビル等に係る課題については、ＮＴＴ東西をはじめとする関係事業者は、対策困難が想定される地域や対象建物を把握した上で、個別訪問等も含めた効果的な利用者周知の在り方について検討することが求められるとしております。

以上、利用者対応でございまして、続きまして 24 ページ以下、第３章 事業者対応でございます。今後、ＰＳＴＮがＩＰ網に移行し、ＩＰ網で代替的な機能な提供されない場合、または代替的な機能の提供条件によっては、接続事業者の事業運営やその提供するサービスの利用者に大きな影響を与えるだけでなく、電気通信市場全体の競争環境にも大きな影響を与えることになるため、適切な事業者対応措置を講じることが重要となるとした上で、以下４つのテーマについて課題を整理しております。

まず１つ目、ＰＳＴＮにおける競争環境の維持のうち、コロケーションルールの在り方でございますけれども、接続事業者は、第一種指定電気通信設備と接続する場合、ＮＴＴ東西の局舎、管路、とう道、電柱等に自らの設備を設置（コロケーション）することが必要となる。これらのルール――コロケーションルールでございます――は、主に設備をＮＴＴ局舎内に「設置」する際の課題に対応するものであり、設備の減設、二重設置、撤去や入れ替えを念頭に置いた上で、それを円滑化する観点でのルール整備は必ずしも十分になされてきたとは言えない。

こうした点を踏まえ、ＰＳＴＮからＩＰ網への円滑な移行に対応するため、既存コロケーション設備の減設や撤去を円滑化し、設備の二重設置も含め、新たな設備のコロケーションが支障なく行えるなど、効率的なコロケーションを行う観点から、既存のルールの見直しを検討することが必要となるとしております。

まず、ア コスト算定方法（電気料算定）の見直しについての現状でございますが、接続事業者がＮＴＴ局舎に自らの設備をコロケーションする場合、ＮＴＴ東西に支払う費用は、接続約款において「設備保管料＋設備使用料＋設備保守料」と規定されている。この際、電気料については通信用土地・建物に係る負担額とともに「設備保管料」に計上されている。

26 ページ目でございます。接続事業者の支払い分は、ＮＴＴ東西との間で契約した「申込電力」等に基づき計算しているが、当該「申込電力」は接続事業者が設置する装置の「最大消費電力」となっていることについて、接続事業者から意見が寄せられているところでございますが、これを踏まえた（ウ）考え方でございます。

27 ページをお開けください。接続事業者が設置するコロケーション設備の実際の使用電力に応じて電気料を計算することは、効率的な設備利用に繋がると考えられる。コロケーション装置に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当である。

また、柔軟化の検討を行う際には、接続事業者に対し、発火、発煙などが生じることがないよう、保全措置をとる旨求める規定が接続約款に盛り込まれていることも、十分留意することが必要であるとしております。

続きまして、イ 設備の撤去に伴う「６カ月前ルール」の見直しについての現状でございますが、接続事業者がＮＴＴ局舎に設置したコロケーション設備を全撤去する場合、ＮＴＴ東西に対し、その６カ月前に申し入れをすることとされており、当該申し入れか

ら６カ月の経過前に撤去工事が完了したとしても、その期間（６カ月間）に対応したスペース使用料を支払うことが、事業者間で締結された協定により定められているところでございます。

この点についての考え方でございますが、設備撤去、入れ替えが全国規模で進むと、一時的にＰＳＴＮやメタル回線を利用するためのコロケーション設備の撤去に伴う費用と、ＮＧＮや加入光ファイバ回線を利用するためのコロケーション設備の新たな設置に係る費用の両方を負担するケースが増えると想定されるとしまして、「すなわち」以下は前回の議論を踏まえて追記しておりますけれども、次のページに示しております３つのケースのうち、ケース②が典型的なものと考えられるとしております。

したがいまして、接続事業者の移行へのインセンティブを確保し、ＩＰ網への移行を円滑化する観点から、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して、「６カ月前ルール」の妥当性の検証を行うことなどにより設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取り組みを行うことが適当であるとしております。

続きまして、ウでございますが、コロケーションスペースに空きがない場合の増設の義務化や申込手続の簡素化、またリードタイムの短縮化についての現状でございます。ＮＴＴ東西は、接続約款において、コロケーション設備を設置するための空きスペースに関し、ランク別に分ける形での情報開示やコロケーションスペースの申込手続等を定めているとしまして、次のページ５行目以下に、Ｄランクである場合にＮＴＴ東西の管理部門に対してスペースの増設を義務づけることですとか、②申込手続を簡素化すること、また、③リードタイムの短縮化等が求められていると記述しております。

この点についての考え方でございますけれども、まず、①長期間空きがない場合の対応でございます。ＮＴＴ局舎にコロケーションを行うためのスペースがないとの理由により、接続事業者が自らの設備を設置できない場合は、結果として光サービス等への円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない。こうした状況を踏まえると、まずは、総務省において、ＮＴＴ局舎のうちどの程度が長期間Ｄランクのままとなっているか、どういった地域でＤランクの局舎が多いのかといった点について、具体的に把握することが適当である。その上で、Ｄランクとされた局舎におけるＮＴＴ東西の取組も踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から見直すべき点があるか検討することが適当である。

なお、数カ月先の設備計画をＮＴＴ東西が情報開示することも含めた適切な対応を検

討することが必要である点に留意すべきであるとしております。

続きまして、②申込手続の簡素化でございますが、装置の入れ替えにより、既存コロケーションスペース、条件と異なる利用を行う場合には、接続約款においては契約の廃止・新規申込みで違約金が発生するという点については、今後入れ替え事例が増大することに適切に対応すべく、実態を踏まえた上で、簡素化に向けて必要な検討を行うことが適当であるとしております。

③リードタイムの短縮化についてでございますが、この点については接続約款において規定されておりますが、この規定が適切に遵守されているか、申し込みの受理以前の段階で課題が現に生じていないかなど、まずは現状を把握することが適当であるとしております。

続きまして、（２）マイラインの在り方についての現状でございます。優先接続、いわゆるマイラインは、あらかじめ事業者を選択してＮＴＴ東西の加入者交換機に登録することにより、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みである。

そして次のページ、考え方を示しておりますけれども、ＮＴＴ東西加入電話の契約数が減少傾向にある中、中継電話市場自体も縮小傾向にある。こうした中、マイラインの扱いは、ＩＰ網への移行が進む過程において、ＰＳＴＮにおける競争環境をどう評価し、その競争環境がどう在るべきかを検討するための一例と位置づけることも可能である。

33 ページ目でございますが、この点については、まずはユーザーニーズやＮＧＮにおける電話サービスの実現に向けたオープン化等の状況を踏まえた上で、ＩＰ網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当であるとしております。この点につきまして、その１つ前の「また、ＮＧＮにおいて提供される」という段落がございますが、このＮＧＮの前に４ページ目と同様、「ＰＳＴＮの移行先の一つと想定される」という表現がございましたが、この点についても前回の議論を踏まえて削除したところでございます。

続きまして、（３）メタル回線コストの在り方についての現状でございますが、今後、ＩＰ網へ移行することに伴い、メタル回線需要の光ファイバ回線への移行も実質的に生じている中で、メタル回線に係る接続料が上昇傾向にあることについて、接続事業者から懸念が多く寄せられている。

この点についての考え方、３４ページ目でございます。メタル回線と光ファイバ回線

の在り方についても、間接的な影響を受けることとなる。このような状況について、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者のＩＰ網への移行を促進するとの主張もある。

他方、接続事業者からは、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増につながるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる旨の懸念が示されているところでございます。

この点、ＩＰ網への移行を進めるに当たっては、予見性と継続性を重視し、ＰＳＴＮのＩＰ網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となるということで、以下、例えば接続事業者がメタル回線を用いて提供しているサービスに、依然一定程度のユーザーが存在していること等の状況について記述しております。

以上を踏まえまして、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが適当であるとしまして、36 ページから 37 ページにかけまして、参考情報を付けさせていただいているところでございます。

35 ページにお戻りいただきまして、なお、その際には、ＩＰ網への移行の進展に伴い、「未利用」の意味が変化している点、また接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。

また 36 ページでございますが、ＰＳＴＮからＩＰ網へ移行の進展状況やメタル回線の移行に係る情報が十分に開示されるまで、恒常的な対応を必然的に求めるものではないことに留意することが必要であるとしております。

続きまして、37 ページ、（４）「４年前ルール」の在り方についての現状でございます。ＮＴＴ東西のメタル回線を利用して接続事業者がＤＳＬサービス等を提供している場合、ＮＴＴ東西がメタル回線を撤去するに当たり、いわゆる「４年前ルール」に則った対応をすることが接続約款上求められている。

この点につき、接続事業者より、アクセス回線における移行の在り方により接続事業者のビジネスモデルが左右されかねないこと等を理由として、「４年前ルール」の在り方について見直しが求められているところでございます。

この点についての考え方でございますが、ＰＳＴＮからＩＰ網への移行に伴い、間接的・実質的にメタル回線の移行も進むと、同様の撤去が全国でより大規模に進められることが想定される。こうした点を踏まえ、例えば「代替サービス」の提供可能時期、現在は撤去時までとされていますが、「代替サービス」が提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去情報提供時期――現在は１年前でございます――などについて、今後の移行の進展を見据えた所要の明確化を図ることが適当であるとしております。

続きまして、ＮＧＮにおける競争環境の整備でございます。ＮＴＴ東西のＮＧＮは、2008 年３月の商用サービス開始に当たり、一種指定設備に指定され、複数の機能がアンバンドルされているが、当時の答申において、当該接続ルールは概ね 2010 年度までの構築・普及期を念頭に整備されたものであり、2011 年度以降の発展期には改めて接続ルールの見直しを検討することが適当とされている。ＮＧＮを取り巻く環境も変化しており、今後我が国の基幹的なコア網としての役割が期待されるＮＧＮにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスなどを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている。この点から、ネットワークの発展に応じた見直しを適時適切に行い、ＮＧＮにおける競争環境の整備を図ることが必要となっている。

こうしたことから、本委員会においてはＮＧＮにおけるこうした競争環境の整備について、ＩＰ網への移行の円滑化の側面から検討することとするとした上で、（１）ＰＳＴＮとＮＧＮにおける公正競争環境の在り方についての現状でございます。

41 ページでございますが、ＮＴＴ東西のＮＧＮは第一種指定電気通信設備として必要な接続ルールが整備されているが、その位置づけは変化していくものと考えられる中で、ＩＰ網への移行の円滑化の観点からは、ＮＧＮにおける競争環境の整備の在り方が課題となっているということで、この点については、ＮＴＴ東西と接続事業者の間に意見の相違は特に見られないところでございますが、この点についての考え方は、４２ページ目に記しているところでございます。

第一種指定電気通信設備に指定されているＮＴＴ東西のＮＧＮ及び光ファイバ回線においては、ＰＳＴＮやメタル回線において実現している接続ルールに必ずしも対応していない面がある。この点、ＰＳＴＮとＮＧＮはネットワーク構成等が異なるため、ＰＳＴＮ及びメタル回線における競争環境とは全く同等である必要はないとの指摘もなされているが、ＰＳＴＮまたはメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かない点や、事業者の積極的なＩＰ網への移行が妨げられないことが重要であると

いう点、ＮＧＮならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザー利便の向上が図られることが重要である点から、ＮＧＮまたは光ファイバ回線においても、実質的な公正競争環境を確保する必要があると考えられるとしております。

続きまして、（２）ネットワークのオープン化についてでございますが、現状としまして、中継局接続機能はＮＴＴ東西のＮＧＮ同士の接続にのみ利用されており、また、収容局接続機能は利用実績がない。43 ページ目でございます。接続条件に着目すると、ＰＳＴＮにおけるＧＣ接続機能・ＩＣ接続機能やＮＧＮにおけるＩＧＳ接続機能が従量制であるのに対し、ＮＧＮの中継局接続機能は設備単位の月額定額制となっており、ＰＯＩの数も東西計４カ所に限定されているといった違いが生じているとの指摘がございます。

この点についての考え方でございますけれども、44 ページ目でございます。ＮＴＴ東西のＮＧＮの中継局接続機能を利用する接続事業者は存在しないが、今後ＩＰ網への移行が進展すると、ＮＴＴ東西と他事業者のＩＰ網同士の直接接続が増加すると想定される。

ＮＴＴ東西のＮＧＮと接続事業者のＩＰ網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのＩＰ網への積極的な移行を促す観点から、中継局接続機能の一層のオープン化を図ることが必要である。

また、多種多様な事業者がさまざまな形態で接続を行い、創意工夫を生かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所に相互接続点が設置されることが望ましいことなどから、中継局接続機能に係る標準的なＰＯＩをあらかじめ増設することが必要である。その際には、ＩＧＳ接続に係るＰＯＩとの関係やコストに留意することが適当であるとしております。

続きまして、（３）通信プラットフォーム機能のオープン化についての現状でございますが、ＮＧＮは、従来のネットワークにはない高度な通信プラットフォーム機能を実装しているが、現在、こうした機能を個別に切り出しての提供はなされていない。

多様な事業者による多様なコンテンツ・アプリケーションサービス等の柔軟な提供を可能とする観点から、通信プラットフォーム機能のオープン化を求める意見が示されているところでございます。

この点についての考え方は４６ページでございます。ＮＧＮのＳＮＩにおける通信プラットフォーム機能のオープン化に関しては、電気通信事業者同士の接続と異なり、何

らかの義務化の対象とはなっていないものの、紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とされている。

通信プラットフォーム機能のオープン化の進め方については、ＮＴＴ東西が主導すべきとの意見と、事業者から具体的な要望を示すべきとの意見が示されており、事業者間で見解が異なっている。

以上を踏まえると、多様な事業者による創意工夫を生かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るという観点からは、発展性の視点を重視し、ＮＧＮにおけるＳＮＩに係る通信プラットフォーム機能の一定のオープン化の検討を進めることが適当であるとしております。

続きまして、（４）ＮＧＮの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方についての現状でございますが、ＮＧＮを含みます第一種電気通信設備の具体的な機能のオープン化に当たっては、「具体的な要望があること」、「技術的に可能であること」という考え方に基づき、「過度な経済的負担がないことに留意」しつつ判断しているところでございます。

この点についての考え方でございますが、ＮＧＮの構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能をアンバンドルする一方、その時点で具体的提供形態が明確でなかったＮＧＮ固有の機能については、その必要性はないと判断した経緯がある。しかし、その後３年が経過し、ＮＧＮは既存の光提供エリア全域をカバーし、「発展期」に移行している中、新たな機能のアンバンドルは行われていない。創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているＮＧＮの特性や、ＩＰ網への移行の動向も踏まえ、ＮＧＮにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取り扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、先の３つの考え方について、ＮＧＮの段階的発展に対応した適切な整理を図ることが必要であるとしております。

続きまして、49 ページ、ハブ機能の在り方（緊急通報を含む）とした上で、（１）ハブ機能の在り方等についての現状でございます。ＰＳＴＮにおいては、ＮＴＴ東西がいわゆる「ハブ機能」を担うことを通じ、ネットワークの効率的な構成を可能とする基盤を提供している。ＩＰ網への移行に当たり、こうした「ハブ機能」の在り方について整理し、具体的な実現方法等についても早期に検討に着手する重要性が高まっているとした上で、考え方として、まず、その必要性・担い手等につきましては、５０ページ目に

移ってください。ハブ機能が提供されない場合に必要となることが想定されるコストや、過大な設備投資負担による中小規模の事業者に対する財務面への影響に鑑みれば、ＩＰ網におけるハブ機能の必要性自体は肯定されるものと考えられる。

他方、ＩＰ網においてハブ機能を実現する場合、事業者間協議の場等も活用し、具体的な実現方法等についても早期に検討に着手することが適当であるということで、具体的には、ＩＰ網における「ハブ機能」の実現に向け、具体的な実現方法、多数事業者間接続における事業者間精算の仕組み等について、事業者間協議の場等も活用し、早期に検討に着手することが適当であるとしております。

続きまして、緊急通報の扱いについての現状でございますけれども、冒頭、電気通信事業者は、緊急通報（110、118、119 番）を緊急通報受理機関へ接続する機能を持つこと等が義務づけられておりまして、ＰＳＴＮを経由して接続しているという状況でございますが、２段落目、現在ＮＴＴ東西のＰＳＴＮを経由している緊急通報の扱いに関し、接続事業者や自治体等の関係者から、中長期的な視点で技術的課題、経済的課題に関する懸念が示されているところでございます。

この点についての考え方でございますが、０ＡＢ－ＪＩＰ電話等においては、固定電話と同等の機能を実現できない場合があることを踏まえ、０ＡＢ－ＪＩＰ電話等から緊急通報を行う場合、「自動呼び返し機能」などの代替機能により疑似的に実現するなど、必要な技術的条件が整理されている。

次のページ、以上を踏まえ、ＩＰ網への移行に対応した緊急通報の在り方、その必要性、担い手等については、継続性・予見性の視座を重視し、移行の進展に応じ、関係事業者、自治体、緊急通報受理機関のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当であるとしております。

続きまして、番号ポータビリティの扱いについての現状でございますが、53 ページ、現状の番号ポータビリティ制度は、ＮＴＴ東西の加入電話の利用者は、ＰＳＴＮ上の固定電話及びＩＰ電話については番号ポータビリティが利用可能となっているものの、今後、ＩＰ網への移行が進み、利用の増加が見込まれる０ＡＢ－ＪＩＰ電話について、番号ポータビリティの機能がないため、契約時からＮＴＴ東西の０ＡＢ－ＪＩＰを利用する利用者は、競争事業者に乗りかえる場合に、番号ポータビリティを利用することができない。このため、ＩＰ網における番号ポータビリティの在り方、ＮＴＴ東西と競争事業者間、また競争事業者間相互の番号ポータビリティをどのように実現すべきかが課題

となっている。また、ロケーションポータビリティの拡大も課題となっているとしております。

続きまして、54 ページ目、考え方でございます。ＰＳＴＮからＩＰ網への移行に当たって、ＮＴＴ東西の０ＡＢ－ＪＩＰ電話の契約者数のシェアが 70%弱を占める状況に照らしても、可能な限り早期に、０ＡＢ－ＪＩＰ電話においてＮＴＴ東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。

また、０ＡＢ－ＪＩＰ電話市場における競争環境の進展を踏まえつつ、事業者間のＩＰ網の直接接続の実現とともに、競争事業者間相互の番号ポータビリティの実現が求められる。

一方、ロケーションポータビリティについては、可能な限り早期に、ＮＴＴ東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで広げるなど、ロケーションポータビリティの拡大が求められるとしております。

続きまして、第４章、本検討のフォローアップについてでございます。本審議会として、一定の期間を置いて、必要なフォローアップを行っていくことが求められる。具体的には、2012 年以降も、電話網移行円滑化委員会を引き続き設置した上で、適切なタイミング、ここでは例えば半年ごととしておりますが、委員会として一定のデータを整理し、関係者から状況を聴取するなど、今後の環境変化等を注視していくとともに、将来新たに課題等が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが必要であるとしております。

最後に、「おわりに」ということで、全体を振り返りまして項目ごとに内容を要約してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が報告書の案でございます。

○東海主査　　お手元の資料についてもコメントを下さいませんか。

○大内課長補佐　　それでは資料７－２につきまして、参考資料という形で配付させていただいております。特に検討を進める上で必要となる図や表につきましては、先ほどの報告書（案）の方に張りつけておりますけれども、その他参考としていただくべき資料としまして、これまでの委員会での検討に際して使用いたしましたスライドを幾つか、掲げさせていただいているところでございます。

最後に行っていただきまして、最後の４ページ分は、各国の電話網移行の状況ということでございまして、これは前々回になりますか、暫定的な形で一部の国につきまして、

諸外国の状況ということでお伝えしたところでございますけれども、その後、より詳細に、また国も多少増やしまして、状況がわかってまいりましたので、その点についての状況をまとめているところでございます。詳しい説明についてはここでは割愛させていただければと思いますけれども、以上、事務局からの資料でございます。

○東海主査　　資料７－３についてもお願いします。

○大内課長補佐　　７－３につきましては、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についての報告書骨子（案）ということでございまして、電話網移行円滑化委員会と並行して設置されております競争政策委員会の方で、ただいま報告書に向けた議論が行われておりますけれども、先日議論、また了承されました報告書骨子（案）につきまして、参考までに配布しているところでございます。

この中で、とりわけ電話網移行円滑化に関係するところといたしましては、第１章のＮＧＮのオープン化によるサービス競争の促進というところが、より競争促進の観点から詳細に記述、議論をしているところでございますので、この点についても併せてご参照いただければと思います。失礼いたしました。

○東海主査　　ありがとうございました。これまでの自由討議から始まった議論を、前回の骨子（案）で概ね全体像をお示しして、ご議論をいただいたところでございます。本日は、この委員会での集大成といいましょうか、報告書（案）ということで整理していただいたもののご説明をいただいたところです。前回の骨子（案）で概ねご了解いただいているところを飛ばしながら、ご指摘いただいた点、あるいは石井委員からコメントのメモも頂戴いたしておりましたので、そういったものも含めて、全体を修正した箇所を特にご説明いただいたところでございます。

なお、お話がございましたように、参考資料は骨子（案）の段階ではすべて、参考資料としてまとめておりましたけれども、報告書としての読みやすさということを踏まえまして、当該箇所に挿入することの適切なものを、本文中に掲載していただいたところでございます。

また、これまで同じ諮問の土俵の上で、別途検討されてきた競争政策委員会での審議の過程、お聞きするところ、まだ骨子（案）の段階ということではございますけれども、我々の委員会の報告書（案）の中でも関わりのあるところがございますので、今すぐにお読みいただくという訳にはまいりませんけれども、ご参考までにお手元に置いていただいているところでございます。

本日の段階で私どもが注意しなければならないのは、重要な見落としがあってはならないということですし、また、誤解がある箇所がなければよいということでございます。新たな展開の議論をここで本日の場で行うということは適切ではないと思っておりますが、どうぞそういった点を踏まえて、この委員会での議論の整理として、適切な報告書（案）であるかどうかという観点から、忌憚のないところを、ご議論、ご発言いただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○相田委員　　いいですか。１点確認なのですけれども、このプラットフォーム機能のオープン化等の記述の中で、国際標準化との関係というのは、どこかに書いてありましたでしょうか。ややもすると、ＮＴＴさんが国際標準化の様子も見ながら、何とかオープン化していきたいとおっしゃることを時々耳にするのですけれども、今の参考資料の最後の方を見ても、どうもＮＧＮ化の計画は立てたけれども、そのまま先は見えないというような国が多いようでございますので、やはりどちらかというと、逆に日本から国際標準化を働きかけていくようなスタンスでやっていかないと、ＩＴＵでの標準化を待っていてはいけないのではないかという観点を、どこかに入れていただけるといいかなというのが感想です。

○東海主査　　そうですか。なかなか難しいことだと思いますが、先ほど参考資料の最後、私も今拝見しているところですけれども、各国の状況というのは、こういった問題に強い関心を示しているということはよくわかる訳でございますけれども、そのＩＰ化に向けた取り組みというのはばらばらであると同時に、またかなり日本が先導的といった状況にあるように思っております。今のご指摘は、そういう状況の中で、日本の役割を少し強調して触れられたらよいのではないかというご指摘かと承っておりますが、事務局はどんなお考えをお持ちでしょう。

○安東課長補佐　　ここのプラットフォーム機能におきましては、接続事業者ないしコンテンツ配信事業者がこういうことをしてほしいと主張する一方ＮＴＴにおいては具体的な要望になっていないため対応できないと主張する、そういう「鶏と卵」の部分について、積極的に解決を図っていくべきではないかということを記述させていただいております。

その成果が、いわゆる先生のおっしゃる国際標準の方にどう発展していくかというところは、その先の課題としてあり得ることではございますけれども、現時点ではその手前の段階の要望をまずはどう実現するかというところを、今この記述の中で整理させて

いただいておりますので、視野としてはその先にあり得るものでございますけれども、手前のことを書いているということでございます。

○東海主査　　そうですね。私も、日本も今こういうふうに、円滑化への道を整備しているという土木工事の段階でございまして、そういう意味では先生のご指摘というのは大変前向きの、広い視野の、大変大事なことかと思っておりますけれども、今般のこの辺りのところの我々の役割としての委員会の整理としては、国内の在り様ということで留めておいてよろしいのではないでしょうか。

○相田委員　　はい。

○東海主査　　場合によっては先生、どうぞ事業政策部会でご指摘いただいて。

○相田委員　　いや、ただＮＴＴさんから、そういう国際標準化の様子を見ながらということがどこかに入っているとしたら、それに応える形で書いたほうがいいと思うのですけれども、もともと入っていないのであれば、あえて触れなくてもいいかもしれません。

○安東課長補佐　　ＮＴＴのこれまでの議論、意見の中で、幾つかの要望について、まだ国際標準が定まっていないというコメントを述べられているところはございましたけれども、それ以前に具体的な要望がまだはっきりしていないので、そこをうまく議論していきましょう、要望があれば検討していきます、というようなことが前面に出ているということでございました。

○東海主査　　よろしゅうございましょうか。

○相田委員　　はい。

○東海主査　　他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

○北委員　　レイヤが違うのですが、今の話とかなり近いところで、各国の電話網移行の状況を調べていただきましたものを改めて見ますと、メタルと光が併存するということが世界の主流になっています。他方、我々の議論は、現状でＮＧＮと光が一体的に整備されていることを前提とした上で、コア網をＮＧＮに巻き取っていく、イコール、アクセス回線も光１００％ということになる。光の道構想というのがありますから。しかし、光の道構想も全部を光にするという話ではありませんでした。その中で、現時点では可能な限り、アクセス回線も光にしていくということで進んでいます。しかし、おそらくぎりぎりのところまで行って、どこかのタイミングで、雑居ビル、ペンシルビルだけではなく、多分いろんなケースが出てくると思いますし、古い公営住宅だとか、いろんなところで光が通せないというようなことが出てきたときに、日本も諸外国のような方向

に行くのかどうかということを、改めてどこかのタイミングで議論しても間に合うのか、その時点でそういった変更が可能なのか。今からある程度、そういう引き込めなさそうな世帯はこのぐらいありそうだということを踏まえながら、ただ、２０２５年までの話なので、そういったところに光を通すような技術開発もあるかもしれないことには留意しつつも、現実を直視したときに、諸外国のメタル、光の別を問わないノードを入れるというような対応も、若干視野に入れつつ検討を進めるとするのか、それとも、当面はすべて光で行きます日本はやりますということを言うのか。どちらのトーンで言った方がいいのかというところが悩みどころだと思います。

○東海主査　　委員のご指摘もまた、かなり先のほうを視野に入れた、重要なご指摘と思っております。ただ、今どちらかの考え方というよりも、道としては私どもの国というのは、ＩＰ化に向けた道の整備ということを進めていく方向性を持って議論を整理していくのが、基軸になるのではないかと思っております。

しかしながら、これから何年先かわかりませんけれども、逐次、その３年先、６年先といったような段階で、新たな展開が必ず委員がご指摘のとおり出てくるということについての手当ては、それなりの整理を、またその段階でしなければならないということは、後ほど事務局にもフォローしていただきたいと思いますが、意識はそういう文章でどこかに出ていたような気がしております。

加えて最後で、この審議会といいましょうか、委員会は、概ねその役割を今後も担うということでまとめておりますので、その辺りのところで確認をしていくということ。円滑化への手順がしっかりとされているかどうかと同時に、周りの環境の変化ということにも目を向けながらのフォローアップをしていくというまとめ方で良いのではないかと思っておりますが、事務局はどうでしょうか。

○大内課長補佐　　まずアクセス回線の今後の見通しについては、報告書の案で言いますと、７ページから８ページにかけまして、今後のスケジュールというものを、すべて見通すというのは難しい側面があるものの、やはり予見性を確保するという観点からは、可能な限り早期に共有されることの必要性については、ここで述べさせていただいておりますけれども、個別具体的にどうなっていくのかという点については、おっしゃるとおり今後の技術革新の状況ですとか、また市場環境の変化等に応じて、今後より明確化が図られていくべき課題だと考えておりますので、主査ご指摘のとおり、今後のフォローアップの中で、一つの検討課題として挙げていただければ、そちらの中で適切なフォ

ローが図られていくものと期待されると考えられます。

○東海主査　　いかがでしょう。よろしゅうございましょうか。他にいかがでございましょう。どうぞ。

○長田委員　　概ね断定的に文末を書いていただいているのですけれども、その中でも「考えられる」という表現と、その「考えられる」を取って、「課題である」とか「求められる」という表現になっているところがあります。その中で、ぜひ「考えられる」を取っていただきたいと思っている部分がございます。

１つは５ページの３つの基本的視座のところですけれども、まず①の「継続性」のところの３行目、ここは「利用者が過度の追加的負担なく、可能な限り現在の利用形態を維持できるようにするための環境づくりが求められる」でいいのではないかと思っています。

それから２番目の「予見性・透明性」のところもやはり３行目になりますけれども、「具体的計画について、関係する利用者や事業者に対し、明瞭かつ早期に呈示することが求められる」でよいのではないかと思います。特にここは視座のところなので、ずっとこの後のフォローアップも含めて非常に大切になってくるでしょうから、ここを取っていただきたいと思います。

それから８ページ目の②のすぐ上のところなのですけれど、「以上」から後のアクセス回線の移行について、「早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが適当である」でよいのではないかと思います。

他にも、「考えられる」は結構多用されていて、私も見落としはあるかもしれないのですが、そこはなかなか微妙だろうと思われるところもあるのですが、今のところはぜひ取っていただければと思います。

○東海主査　　私は大賛成なのですけれども、他の委員のご意見はいかがですか。

○相田委員　　問題ないと思います。

○東海主査　　いかがでしょう、事務局。

○大内課長補佐　　ご意見を踏まえ、修正させていただきます。

○東海主査　　大変適切なご指摘を。

○長田委員　　表現がそうなったところで、先ほど北委員がおっしゃいましたように、フォローアップしていく際に、56 ページの本検討のフォローアップについてのところなのですけれども、最後「具体的には」から何をフォローアップするかというところ、読

めるかもしれませんが、電話網の円滑化だけをフォローアップするのではなく、それにまつわるアクセス回線も含めて全体をというところを、ここに何らかの表現で書いていただけるといいのではないかと思います。自分のアイデアがどこかに飛んでしまいましたが、非常にもともとの電話網移行円滑化だけに限られるように読めるような気がします。

○東海主査　　ご指摘のこと、私も大変大事なことだと思っておりまして、確かにここに書かれた内容は、気をつけなさい、直しなさい、こうであるということが書いてあるので、それだけをチェックして、チェックリストをつくって済むよという話ではなくて、先ほど北委員のご指摘のあったとおり、周りの環境変化ということに対してもう少し敏感になっていただいて、その中での円滑化の問題についての在り方というものも含めてフォローアップしていく姿勢は出過ぎですか。事務局としていかがですか。

○大内課長補佐　　当然円滑化の観点からの検討ということではございますけれども、ただ、それにまつわる市場環境の変化等についてもしっかりとフォローしていかなければ、不十分な検討となってしまうと考えておりますので、ご指摘のとおりかと思います。

○東海主査　　そうですね。市場環境の変化、他のいろんな環境、技術の変化もありましょうし、「そういったものを踏まえつつ」とかいったような表現を入れていただくということでどうでしょうか。その文面についてはお任せいただけるでしょうか。

○長田委員　　もちろんお任せします。

○東海主査　　また委員にも案をお示ししたいと思います。

○長田委員　　お分かりいただいていると思いますのでお任せします。

○東海主査　　石井委員、いかがでしょうか。

○石井委員　　ここまでまとめていただいて、今後はフォローアップをしていく段階で、ここでまとめられた報告書の考え方が、どこまで反映されているかを見ていくことになっていくのだろうと思います。１つお伺いしたいのですが、ハブ機能の在り方のところというのは、ハブ機能を実現・提供するというのは、社会的な必要性があるということもあろうかと思うのですけれども、どこかにそういう表現はありましたでしょうか。

○東海主査　　いかがでしょうか。

○石井委員　　この部分を見ると、話し合って決めるという文脈になっているのですけれども、恐らくハブ機能を設けるというのは必須なような気もしていて、そこをどういう書きぶりにするか。

○東海主査　　ご指摘のところ、大変恐縮ですが、もう少し具体的に。

○石井委員　　はい、49 ページとか 50 ページとか、その辺りかなと思っています。

○長田委員　　50 ページの上のところの「ＩＰ網におけるハブ機能の必要性自体は肯定されるものと考えられる」という表現が、少し弱いかなという気がします。

○石井委員　　何か社会的な必要性という趣旨が入っている方が、もう少し必要性の理由が具体化するかなという感じがします。

○東海主査　　今のお二人の意見を合成いたしますと、各事業者のＩＰ網への移行を促進するために、石井委員のおっしゃる社会的な役割があるから、ＩＰ網におけるハブ機能自体は肯定される、ではなくて、ハブ機能の……何と言ったらいいのでしょう。

○石井委員　　そのネットワークの在り方については、ＰＳＴＮの基本的な役割の１つでもありますので。

○東海主査　　そうです。それを継続していくということですからね。

○石井委員　　そうですね。

○東海主査　　少し前後の文章との関係で、適切な表現が思い浮かばないのですが。

○石井委員　　社会的な責任として置く必要があるという趣旨が入っていれば、それで足りるかとは思います。

○東海主査　　その点を踏まえ、ハブ機能が提供されない場合に必要となることが想定されるコストや過大な設備投資……。どちらかというと、その点、もちろんそのとおりですが、その前段の「このような点を踏まえつつ」、下線部、「このことに鑑みれば」ということについて、ここではそういうことを言いたかったように理解しているのですが。

○石井委員　　そうですね。

○東海主査　　おっしゃることの趣旨を、どういう整理をしたらよろしゅうございましょうかね。

○石井委員　　ワーディングの問題でもあるかなと思いますので、事務局でご検討いただければとは思うのですが。

○東海主査　　はい。今すぐに思いつきませんが、考え方の必要性、担い手という意味において、先生のおっしゃるご指摘のような表現をどういう形で入れることが可能か、その事実はもう当然のことだと思っておりますので、少し事務局と整理させていただくということでよろしゅうございますか。

○安東課長補佐　　その点、記載を追加する場所といたしまして、東海主査がおっしゃい

ました「鑑みれば」というところの「財務面への影響」と、「ＰＳＴＮにおいてこれまで提供されたハブ機能の社会的な重要性」に鑑みればとしてはいかがでしょうか。

○東海主査　　そこに入れて、両方いってしまえばいい訳ですね。

○安東課長補佐　　そうすると、後段に比較的スムーズに繋がるのではないかと思います。

○東海主査　　なるほど。

○安東課長補佐　　「ＰＳＴＮの社会的重要性を鑑みてＩＰ網でも必要性は肯定される」という言い方でいかがでしょうか。

○東海主査　　では、それはとりあえず案としておきましょう。その上で、もう一回整理して、前後の文章と繋がりが大事ですから読んでみましょう。それでもう一度文案を紹介させていただきたいと思っております。それでよろしゅうございましょうか。一応全員の委員にご意見を頂戴したのですが、さらに追加してご発言ございましょうか。

○相田委員　　では、よろしいですか。

○東海主査　　はい。

○相田委員　　先ほどの北委員のご指摘に対する私としての考え方なのですけれども、19ページの考え方のところで、ちょうど下線が引いてあります「公衆電話をはじめとして」云々というので、「その提供条件についても、一定の継続性を確保していくことが望ましい」ということで、あまり用語には書いていないのですけれども、非常に私なりに落とし込んでしまえばと思うのですけれども、きちんと基本料金1,700円でサービスできるかと。

それから、やはり特設公衆電話を含めて公衆電話は、停電時に使えるという機能が非常に重要なのでしょうけれども、それをひどい赤字垂れ流しでなくて、きちんと公衆電話は実現できるということで、それに当たって頑張って光でやるのがいいのか、何か別のやり方がいいのかというようなことを、やはりＮＴＴさんによくお考えいただいて、方針を示していただかなくてはいけないのではないかなと思います。

これで、オール光で頑張った結果、ソフトバンクさんは1,400円でいくはずだとおっしゃっていた訳ですけれども、今よりも基本料金が高くなるようであれば、北委員自身がおっしゃっているように、多分ほとんど電話をかけない人というのはもう、固定電話は解約して、携帯だけで済ますというようなことになると思われる訳で、それも一つの行き方だとは思うわけですけれども、やっぱりこの報告書の骨子としては、通話料金はおそらく間違いなく安くなるわけですけれども、基本料金の概念からでも、今の水準で

ちゃんとサービスがされることということをインプライしているのではないかなというのが私のイメージです。

○東海主査　　ご理解はわかりましたが、それで特に修文のことについてはないということですね。

○相田委員　　だからこれ以上はあまりメタルやるべきとかいうことを書くよりは、一応今の段階ではＮＴＴさん自身が何もおっしゃっていないので、この原則はきちんと実現できるようなアクセス方式をＮＴＴさんに考えていただくということなのではないかなと思います。

○東海主査　　はい、わかりました。よろしゅうございましょうか。他にいかがでしょうか。

○石井委員　　すみません。１つよろしいでしょうか。55 ページのところで、前回私が欠席しているときに、事務局の方からご紹介いただいた部分の意見とも関係するのですけれども、「ロケーションポータビリティの拡大が求められる」と書いてある、最後の段落についてお伺いします。少し文章が長くてわかりにくいかなというところがありまして、この段落というのは、やはりユーザーニーズ、利用者の利便性の向上というのが主目的というか、強調すべき点ではないかと思います。例えば、３行目の「ＮＴＴ東西が競争上優位となっているとの意見もある」でとりあえず切っていただいて、「このことを踏まえ、利用者利便の向上に資するべく」とか、「ユーザーニーズを踏まえるべく、可能な限り早期に」ないしは「速やかに」という形で書いていただく方が、文脈的にはよいのではないかと思います。

○相田委員　　この段落全部１文なのですね。

○石井委員　　そうですね。利用者利便の向上、それでそれを踏まえて速やかにという流れになろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○東海主査　　非常によくわかります。これは随分長いですね。

○相田委員　　ほかも１段落１文というのが結構あります。

○東海主査　　これはまた、その中でも長いですね。

○長田委員　　整理していただきましょう。

○石井委員　　他も全体に長目の文章が多いかなと思いましたけれども、最低限この部分は修正をお願いしたいと思います。

○東海主査　　わかりました。55 ページですね。少なくともこの点については少し整理

をしていただいて、今の石井委員のご指摘はそのとおりでございますので、その辺りのニュアンスを少し加えて修文させていただくということでいかがでしょうか。

○石井委員　　はい、そうですね。あと、「可能な限り早期に」となっていますが、早くやるにこしたことはないかなと思います。

○東海主査　　そういった向きの表現をしてほしいということでございましょう。

○石井委員　　はい。

○東海主査　　そのとおりだと思います。それから 39 ページなのですけれども、例の競争政策委員会との関係で、今山括弧が両側についている、「詳細な検討は競争政策委員会において行われる予定」、これは最終的には取るのでしょうか。

○安東課長補佐　　はい。おっしゃるとおりでございます。２７日に競争政策委員会で、改めて報告書（案）の検討がなされますので、そこでご了承を得られましたら、この両方のお互い参照し合っている、こういう括弧は消えるということでございます。

○東海主査　　取るということですね。ですから最終的には取られて出てくるということでございます。他にいかがでございましょうか。

ありがとうございました。私どもが議論をしてまいりました報告書（案）という整理につきまして、今幾つかのご指摘をいただいて、基本的には修文の形になるものとならないものが混在いたしておりますけれども、修正をさせていただく部分については、事務局と私がご相談させていただきます。最終的にはご一任いただくということでお願いできればありがたいと思いますが、時間が少し、１１月１日の事業政策部会までございますので、お直しいただいたものの案は、各委員に一応連絡をしていただくということでお願いできればありがたいと思っております。

先ほど冒頭で申し上げましたように、このおまとめいただいた報告書（案）は、電気通信事業政策部会で報告をされまして、その後パブコメに付されまして、そしてまたその結果によって、再度この委員会で検討するという過程になろうかと思っておりますが、年内の作業を目指しているところでございます。

事業政策部会におきましては、部会の所属でいらっしゃいます、この委員会の主査代理である相田先生からご説明をいただくという形でお願いできますでしょうか。

○相田委員　　はい。

○東海主査　　よろしくお願いしたいと思います。それでは日程等につきまして、事務局からご報告いただいて、終了といたします。

○大内課長補佐　　次回の本委員会につきましては、先ほどご紹介いただきましたパブリックコメントを実施した後でございますが、１２月中の開催を予定してございますが、日程等につきましては、また決まり次第ご連絡をさせていただきます。

○東海主査　　ご熱心な議論をちょうだいいたしまして、よい報告書（案）ができたと思っております。感謝いたします。ありがとうございました。

≪以上≫